



八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業のご案内

八尾市では40歳未満のがん患者が住み慣れた自宅まで最期まで自分らしい生活ができるように、患者とその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に、在宅における療養生活に係る費用の一部を助成します。

対象者

次の要件をすべてを満たす方

- 1.申請時及び利用時に八尾市内に在住し、八尾市の住民基本台帳に登録されている40歳未満の人
- 2.がん患者で、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅療養生活への支援及び介護が必要な人
- 3.他の制度において、同様の助成又は給付を受けることができない人

対象内容 (令和8年4月1日以降の下記のサービス内容)

| 区分 | 対象サービス (介護保険法で使用できるものに限る) | 助成金の上限額 | 自己負担 |
|------------|--|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 訪問介護 | 身体介護(入浴、排せつ、食事等)、生活援助(掃除、洗濯、調理等)、通院等乗降介助 | (1)～(3)を合算して 上限 6万円/月 | 1割 (最大5万4千円を助成) |
| (2) 訪問入浴介護 | 訪問入浴介護 | | |
| (3) 福祉用具貸与 | 車椅子(付属品含む)・特殊寝台(付属品含む)・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり(工事を伴わないもの)・スロープ(工事を伴わないもの)・歩行器・歩行補助杖 ・自動排泄処理装置・移動用リフト(つり具の部分を除く) | | |
| (4) 福祉用具購入 | 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分 | 1回に限り 6万円 | |
| (5) 居宅介護支援 | ケアプラン作成等 | 1回に限り 2万2千円 | 自己負担なし (上限額の範囲内で全額助成) |

※原則として、介護保険法に基づき、都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長が指定した事業所等が提供するサービスに限ります。

※助成金の上限額を超えるサービス利用料については、自己負担になります。

※生活保護を受給されている方は上限額の範囲で全額助成します。

※4月1日から5月末までのサービス利用分については令和8年8月31日までに「ご申請ください。この場合「八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業にかかる意見書」において、利用日以前の医師の判断が必要です。

問合せ先

八尾市保健センター(八尾市生涯学習センター内)3階
健康推進課がん検診担当
八尾市旭ヶ丘5丁目85番地の16 電話 072-993-8600

申請方法

(1) 八尾市電子申請システム

下記二次元コードより申請ができます。

令和8年6月1日
から申請受付開始!

(2) 窓口

八尾市保健センター3階の健康推進課
窓口までお越しください。



(3) 郵送

配達記録が残る特定記録等の郵送をお願いします。

手続きの流れ

電子申請システムで申請する場合は、書類の提出は不要です。

申請様式は八尾市ホームページ（下記二次元コード）からダウンロードしていただけます。

1 利用申請 下記の必要書類を健康推進課に提出してください。

- ① 八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用交付申請書
- ② 八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業にかかる意見書
- ③ 利用者及び申請者本人の確認書類
マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、パスポート、各種障がい者手帳、在留カードなどの写し
- ④ 生活保護受給証明書（生活保護を受給されている場合のみ）

2 利用決定の通知 申請内容を審査後、利用承認・不承認通知書を送付します。

3 サービスの利用 介護サービス事業者との契約はご自身（または代理人）でおこなっていただきます。

4 サービス利用料の支払い 利用者様に一旦全額お支払いいただきます。

5 助成金の請求 月単位でまとめて健康推進課にご請求ください。

- ① 八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業助成金請求書
- ② 領収書（原本）
- ③ 明細書（原本）
- ④ 居宅介護支援を利用した場合は居宅サービス計画
- ⑤ 振込先金融機関のカナ名義及び口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカードの写し）

6 助成金の交付 指定の口座へ振り込みます。

助成制度の詳細は八尾市ホームページからご覧いただけます。

八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業

検索

若年がん患者
在宅療養支援助成事業

二次元
コード